

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

## 定 款 -抄- (参与・賛助会員)

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会と称する。英文では、Saitama Mountaineering & Sport climbing Association と表示し、SMSCA と略称する。

(目 的)

第3条 この法人は、埼玉県内の各山岳団体を統括し、安全を第一に山の自然と環境・文化に配慮した登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及と強化を図り、自然保護活動等の普及を通して、登山・スポーツクライミング及び山岳スポーツを生涯スポーツとして位置づけ、個人の心身の健康に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの普及振興
- (2) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する大会等の開催
- (3) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する競技力の向上
- (4) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する指導者の養成
- (5) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する技術の研究と指導
- (6) 山岳遭難及びスポーツクライミング及び山岳スポーツにおける事故の予防と遭難・事故対策に関する研究および指導
- (7) 国外で行う登山に係る研究及び計画・登山隊の派遣に関する事業
- (8) 山岳の自然保護活動に関する事業
- (9) 広報誌の発行、ホームページの作成を含めた、広報活動に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人は次の会員を置く。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した登山， スポーツクライミング及び 山岳スポーツ 団体（以下、「山岳団体」と略す。）を代表する者又は学識経験者
- (2) 所属会員：上記（1）の山岳団体に所属する会員。
- (3) 個人会員：この法人の個人会員制度に賛同して入会した個人。
- (4) 賛助会員：この法人の目的及び事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (5) 特別会員：上記（1）の山岳団体が所属する各市町村山岳スポーツ団体等

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」と略す。）上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第8条 この法人の正会員、個人会員、賛助会員及び特別会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込まなければならない。

2 入会は、総会において定める会員規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

## (入会金及び会費)

第9条 正会員及び個人会員は、この法人の活動のために生じる費用に充てるため、総会において定める会員規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会員規程に定める賛助会費を支払わなければならない。

## (任意退会)

第10条 正会員、個人会員、賛助会員及び特別会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## (会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## (除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

## 第4章 役員

## (名誉会長、顧問及び参与)

第33条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

以下 一略一

## 会員規程

第1条 この規程は一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款第7条に基づく、会員に関することについて定める。

第2条 会員は、定款第3条の目的に賛同して入会したものとす。

第3条 入会の手続きは次により行。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入の上、手続きを行うものとする。
- (2) 個人会員として入会しようとする者は、別に定める「個人会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。
- (3) 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める「賛助会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。
- (4) 特別会員として入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」に必要事項を記入の上、手続きを行うものとする。

第4条 定款第7条に規定する正会員、個人会員、賛助会員及び特別会員の入会の可否は、次の基準により理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人でないこと
- (2) 本協会を過去に除名された者は、除名後2年以上経過していること
- (3) 会員としてふさわしい者と認められる個人または団体

第5条 会員は定款第9条に基づき、会費を納めなければならない。

- |          |                    |         |             |
|----------|--------------------|---------|-------------|
| (1) 正会員  | 入会金                | 3,000円  | (法人化発足時は無料) |
|          | 会費(年間)             | 12,000円 |             |
|          | ※大学生等の学生団体は、3,000円 |         |             |
| (2) 個人会員 | 入会金                | 0円      |             |
|          | 会費(年間)             | 5,000円  |             |
|          | ※10月～ 3,000円       |         |             |
| (3) 賛助会員 | 会費(年間)             | 団体      | 30,000円     |
|          |                    | 個人      | 3,000円      |
| (4) 特別会員 | 入会金、会費共に無料とする。     |         |             |

第6条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年更新するものとする。ただし年度途中で入会した者は、入会した日から年度末までとする。

第7条 会員及び加盟団体は、本協会及び(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が実施する事業に参加することができる。

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第9条 本規程の改廃は理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

付則

1. この規程初版は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める設立登記の日から施行する。

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会  
賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）定款第7条第1項第4号に規定する賛助会員に関する事項は、本規程による。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の各号の一つに該当し、理事会で承認した者とする。

- (1) 本協会の目的、事業に賛同する団体（山岳団体を除く）又は個人
- (2) 本協会定款第32条に規定する**参与**

(会費の納入)

第3条 賛助会員は、本協会会員規程第5条を遵守しなければならない。

(入会)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人は、原則として入会申請書及び履歴書・住民票又は身分を証明する書類を提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めた場合は、証明書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 賛助会員として入会しようとする団体は、代表者名により入会申請書及び団体履歴書を本協会会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めた場合は、団体履歴書を省略することができる。

(退会)

第5条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を本協会会長に提出しなければならない。

(処遇)

第6条 本協会は、賛助会員のうち団体会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会広報誌を発行の都度それぞれ送付する
- (2) 前第1号に規定する広報誌等の購入代金は、会費に含まれるものとする
- (3) 毎年数回広報誌上において紹介し、全県に広く普及を図る

第7条 本協会は、賛助会員のうち個人会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会広報誌を発行の都度それぞれ送付する
- (2) 前第1号に規定する広報誌等の購入代金は、会費に含まれるものとする
- (3) 毎年広報誌上に氏名を発表する
- (4) 本協会定款第32条に規定する**参与**については、毎年**参与会**を開催し、意見を伺う

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなうものとする。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める設立登記の日（令和2年4月13日）から施行する。

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会  
名誉会長、顧問及び参与の推薦に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）定款第33条に規定する名誉会長、顧問及び参与の理事会による推薦は、本規程による。

(名誉会長)

第2条 名誉会長は、年齢がおおむね70歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め、登山、スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で、本協会及び登山、スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に対し特に多大な功績があり、名誉会長としてふさわしい者

(顧問)

第3条 顧問は、年齢がおおむね60歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め、本協会に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で、本協会に対し特に多大な功績があり、顧問としてふさわしい者

(参与)

第4条 参与は、年齢がおおむね50歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会役員を務め、本協会に多大な功績のあった者
- (2) 加盟団体において、代表者又はこれに準ずる役職を永年にわたって務め、登山、スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に多大な功績があり、加盟団体長から申出があった者
- (3) 定款第7条第1項第 号に規定する特別会員が代表する市町村山岳スポーツ団体等及び埼玉県高等学校体育連盟登山専門部において、会長、副会長、理事長又はその他の役職を永年にわたって努めて多大な功績があり、加盟団体長から申出があった者
- (4) 前2号に規定する以外の者で、本協会に対し特に多大な功績があり、参与としてふさわしい者

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行時に、本協会の名誉会長、顧問及び参与の職にあった者は、この規程に基づき委嘱されたものとみなす。
- 3 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会 参与に関する規程（平成25年4月15日施行）は、廃止する